

(作成例)

_____ビル全体についての防火管理に係る消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この全体についての防火管理に係る消防計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、_____ビル（以下「当ビル」という。）の管理権原者の協議により、建物全体についての防火管理に係る必要な事項を定め、火災、地震等の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての防火管理に係る消防計画は、当ビルに存する事業所の管理権原者及びその従業員並びに出入りするすべての者に適用する。

(管理権原者の責任範囲)

第3条 当ビルにおける各管理権原者の権原の範囲は、別添1のとおりとし、防火管理業務についての責任を持つものとする。

第2章 予防管理対策

(点検・検査)

第4条 消防用設備等の点検及び建物、火気使用設備器具等の検査は、次により行うものとする。

(1) 消防用設備等の点検

消防用設備等の点検は、_____株式会社に委託して行うほか、各事業所の防火管理者が定める消防計画に基づき実施するものとする。ただし、共用部分については、_____株式会社（当ビル所有者）の防火管理者が定める消防計画に基づき実施するものとする。

(2) 建物等の点検・検査

建物、火気使用器具・設備、電気設備等の検査は、各事業所の防火管理者が定める消防計画に基づき実施するものとする。ただし、共用部分については、_____株式会社（当ビル所有者）の防火管理者が定める消防計画に基づき実施するものとする。

(防火管理台帳の作成、整備及び保管)

第5条 統括防火管理者及び各防火管理者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理台帳を作成、整備及び保管する。

(不備欠陥箇所の改修)

第6条 統括防火管理者及び各防火管理者は、消防用設備等の点検及び建物等の点検・検査により明らかになった不備欠陥箇所について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

(避難施設・防火設備等の管理)

第7条 統括防火管理者及び各防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 廊下、階段、避難口、避難通路その他の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

(2) 防火設備

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。

イ 防火戸に隣接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(災害予防措置)

第8条 各事業所の防火管理者が、火災、地震等による災害を未然に防止するために行う必要な措置及び当ビルに勤務し出入りする者が、火気を使用する場合及び施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画による。

第3章 自衛消防活動

(自衛消防の組織)

第9条 自衛消防の組織（以下「自衛消防隊」という。）は、本部隊と地区隊を設け地区隊は各事業所の消防計画に定める自衛消防隊とし、本部隊は別添2のとおりとする。

2 自衛消防隊長は、協議会の代表者（又は統括防火管理者）とし、火災及び震災等の災害活動並びに訓練の実施にあたり、指揮、命令等の一切の権限を有するものとする。

(自衛消防隊の活動)

第10条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に協力し、火災及び震災等に対処するものとする。

(2) 本部隊は、自衛消防活動の中核をなし、火災等の発生地区隊と協力して災害活動にあたるものとする。

(3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した当該地区の地区隊が中心とな

り、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動は各事業所の防火管理者が定める消防計画によるものとする。

- (4) 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、発生した地区と隣接する地区の地区隊又は自衛消防隊長の命令を受けた地区隊を除いて、全て避難誘導にあたるものとする。

(本部隊の任務・体制)

第11条 本部隊の主な任務は次のとおりとし、災害発生時に初動対応及び全体の統制を行う。

- (1) 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
 - (2) 消防隊に対する当ビルの構造その他必要な情報の提供及び資料の提供、消防隊の誘導
 - (3) 在館者に対する指示
 - (4) 関係機関や関係者への連絡
 - (5) 消防用設備等の操作運用
 - (6) 避難状況の把握
 - (7) 地区隊への指揮や指示
 - (8) その他必要な事項
- 2 本部隊は、地区隊が活動している場合、当該地区隊に対し、協力するとともに、指揮、統制を行い、他の地区隊に支援を要請し活動させることができる。
- 3 自衛消防隊長は、自衛消防隊全体を指揮するとともに、本部隊を直接指揮する
- 4 本部隊の体制は、指揮班、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班により構成するものとし、その任務は次のとおりとする。
- (1) 指揮班
 - ア 自衛消防隊長の補佐
 - イ 自衛消防本部の設置
 - ウ 消防隊への情報及び資料の提供、災害現場への消防隊の誘導等消防隊の支援
 - エ その他指揮統制上、必要な事項
 - (2) 通報連絡班
 - ア 被害・避難状況等の情報及び資料の収集
 - イ 消防機関への通報及び通報の確認
 - ウ 全事業所への災害の通報
 - エ 自衛消防隊長の指示、命令の地区隊への伝達及び各地区隊との連絡
 - (3) 初期消火班
 - ア 出火場所へ直行し、消火器及び屋内消火栓等による消火作業
 - イ 地区隊が行う消火作業への指揮指導
 - (4) 避難誘導班

- ア 被害発生箇所へ直行し、避難開始の指示命令の伝達
- イ 非常口の開放及び開放の確認
- ウ 避難上障害となる物品の除去
- エ 逃げ遅れ、要救護者の確認及び本部への報告

(5) 安全防護班

- ア 火災発生地区へ直行し、防火戸、防火シャッターの閉鎖
- イ 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止
- ウ エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
- エ 立入禁止区域の設定

(6) 応急救護班

- ア 応急救護所の設置
- イ 負傷者の応急措置
- ウ 救急隊との連携、情報の提供

第4章 震災対策

(震災予防措置)

第12条 防火管理者等は、地震による被害を軽減又は防止するために次の措置を講じなければならない。

- (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置
- (2) 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置
- (3) 火気使用設備・器具からの出火防止措置
- (4) 危険物等の流出、漏洩防止措置
- (5) 震災（災害）用の備蓄品、救出用資機材の確保及び定期的な点検

(地震発生時の安全措置)

第13条 地震が発生した場合には、次の措置を講じるものとする。

- (1) 地震発生直後は、従業員及び来館者の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、速やかに元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行う。
- (3) 火元責任者は、火災等二次災害の発生を防止するため、速やかに建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、防火管理者等に異常を報告するとともに、異常が認められた場合は直ちに応急措置を行う

(地震発生後の自衛消防活動)

第14条 地震後における活動は、第11条第4項に定める任務のほか、次の事項について行うものとする。

(1) 出火防止の措置

各班は、各区域の火気使用設備・器具等の使用停止及び停止確認をする

とともに、その報告を自衛消防隊長へ行うものとする。

(2) 情報の収集

通報連絡班は、被災状況を確認するとともに、火元責任者等から積極的に情報を収集し、自衛消防隊長へ報告する。

(3) 消火活動

初期消火班は、消火器等を携行して出火危険箇所を確認し、出火防止措置を行う。また、火災発生時には初期消火に当たるものとする。

(4) 避難誘導

避難誘導班は、避難経路を確保し、在館者及び従業員を指定された避難場所へ誘導するものとする。

第5章 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまでの措置

(東海地震注意情報の報告等)

第15条 東海地震注意情報の情報を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告する。

2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報確認のうえ、本計画に基づく必要な措置をとるものとする。

(地震対策委員会の招集等)

第16条 自衛消防隊長は、東海地震注意情報を知った時は、各事業所の管理権原者又は責任者等で構成する地震対策委員会を招集し、事前に計画された次の事項を協議し決定するものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時の段階における対応措置

ア 東海地震注意情報の伝達

イ 自衛消防隊の任務の確認

ウ 東海地震注意情報発表時における保安要員以外の従業員の退社

(2) 警戒宣言発令時における入場者の取り扱い

(3) 出火防止のための応急措置及び各設備の点検

(4) 時差退社の状況及び残留者の確認

(5) その他必要な事項

(在館者への伝達)

第17条 地震対策委員会は、在館者等に放送設備等により別添3に定める放送文例をもって東海地震注意情報の発表について伝達し、帰宅を促すものとする。また、事前措置として従業員に定められている暗号放送等で行うこととし、警戒宣言が発令された場合もこれに準じて伝達する。

(各事業所の対策)

第18条 各事業所は、東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発せられたことを知った時は、本部に積極的に協力し、人的、物的安全確保のため、各事業所の消防計画に基づき、防災上の措置及び対策を推進する。

第6章 警戒宣言発令から地震発生までの対策

(警戒本部の設置)

第19条 自衛消防隊長は、警戒宣言が発令された場合、警戒本部を設置する。

2 警戒本部の構成員は、第16条（地震対策委員会）と同様とする。

3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令時における各対応策の進行管理

(2) 消防計画規定事項以外の突発的重大事項の決定

(3) 自衛消防隊及び従業員に対する指示、命令

4 自衛消防隊本部隊の各班長及び各職場の責任者等は、応急対策及び退社等の進行状況等必要な事項を、随時警戒本部に報告する。

(警戒宣言発令時の伝達)

第20条 警戒本部は、避難誘導班の配置完了後、放送設備等により別添3に定める放送文例をもって警戒宣言が発令されたことを伝達するものとする。

(警戒宣言が発令された場合の自衛消防隊)

第21条 警戒宣言が発令された場合の自衛消防隊は、次のとおりの編成及び任務とする。

(1) 本部隊

ア 指揮班、通報連絡班及び応急救護班は、情報収集班として編成し、次の任務を行う。

(ア) 報道機関等による警戒宣言発令に関する情報収集及び防火管理者への連絡

(イ) 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等による在館者への周知

(ウ) 震災（災害）用の備蓄品及び防災資器材の確認

(エ) 在館者の現状把握、混乱防止を主眼とした避難誘導の指示及び誘導状況の確認

(オ) 公共交通機関の運行状況及び道路状況の把握、広報

(カ) 地区隊各班を含め編成状況及び各任務の徹底

イ 初期消火班及び安全防護班は、点検措置班として編成し、次の任務を行う。

建物構造、防火・避難施設、エレベーター、消防用設備等、危険物、電気ガス等の点検及びそれらの保安措置

ウ 避難誘導班は、災害時と同様の編成とし、次の任務を行う。

混乱防止を主眼とした退館者の案内及び避難誘導

(2) 地区隊

各事業所の消防計画による。

(営業方針)

第22条 警戒宣言が発令された場合は、従業員の退社及び残留保安要員の確保を図り、原則として営業を中止する。

(火気等使用の中止)

第23条 警戒宣言が発令された場合は、当ビル全域禁煙とし、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず使用する場合は、防火管理者の承認を得て従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じること。

2 危険物の取り扱いは直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て出火防止等の安全措置を講じた上で行う。

(被害防止措置)

第24条 警戒宣言が発せられた場合に従業員が実施すべき被害防止措置は、第12条に規定する震災予防措置のほか、次によるものとする。

- (1) 窓ガラス等の破損、落下防止措置の確認
- (2) 照明器具類の固定
- (3) 事務機器、商品等の転倒及び落下防止措置の確認
- (4) 初期消火用具の確保、確認
- (5) 非常持出品の準備及び確認

第7章 防災教育及び訓練

(教育)

第25条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるために教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

(教育の内容)

第26条 防火管理業務に従事する者に対する教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等及び防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令時の対応要領
- (6) その他火災及び震災予防上必要な事項

(訓練)

第 27 条 統括防火管理者は、すべての事業所が参加する消防訓練を実施する。

2 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

(訓練の内容)

第 28 条 訓練は次の要領により実施する。

(1) 総合訓練は、本部隊と地区隊が一体となって、____月及び____月に実施する。

(2) 統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ所轄の消防署へ届け出をする。

(3) 統括防火管理者は、訓練の実施結果について検証し、その検証内容については、次回の訓練に反映させる。

第 8 章 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の一部委託)

第 29 条 当ビルの全体についての防火管理業務の一部は、別添 4 のとおり委託するものとする。

附 則 この全体についての防火管理に係る消防計画は、____年 ____月 ____日から施行する。

各管理権原者の責任範囲

No.	事業所名	管理権原者 役職・氏名	責任範囲
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※管理権原者が建物内に多数存在し、各管理権原者の責任範囲を本表に明示することが困難な場合は、図面等に当該管理権原者の責任範囲を明記する。

自衛消防隊本部隊の編成表

自衛消防隊長 _____	
本部隊の編成	
指揮班	班 長： 班 員： ：
通報連絡班	班 長： 班 員： ：
初期消火班	班 長： 班 員： ：
避難誘導班	班 長： 班 員： ：
安全防護班	班 長： 班 員： ：
応急救護班	班 長： 班 員： ：

※自衛消防隊長不在時の代行順は、以下のとおりとする。

指揮班長、通報連絡班長、初期消火班長、避難誘導班長、安全防護班長、応急救護班長

放送文例

1 東海地震注意情報時

お客さまにお知らせいたします。
只今、東海地震注意情報が発表されたとのニュースが入りました。この東海地震注意情報は、東海地震の可能性が高まったと認められる情報です。地震が確実に発生するということではありません。詳しい情報が入り次第お知らせいたします。
なお、今後、警戒宣言が発令されますと、当ビル内各事業所の営業は、停止いたしますので予めご了承ください。
また、公共交通機関につきましても警戒宣言発令と同時に、運行が停止しご利用できなくなります。つきましては、公共交通機関の運行中に、ご帰宅なさることをお勧めいたします。（繰り返し放送する。）

2 警戒宣言発令時

お客さまにお知らせいたします。
本日、〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言が発令されました。
警戒宣言の内容は、只今より数時間から2～3日以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるというものです。
本日の営業はこれもちまして、臨時に閉店させていただきますので、係員の指示、誘導に従って、落ちついてお帰りください。（繰り返し放送する。）

全体についての防火管理業務の委託状況票

< 方式 > (年 月 日現在)

受 託 者	
氏名 (名称)	
住所 (所在地)	電話番号
担当事務所	電話番号
防火管理業務の 範 囲	
防火管理業務の 方 法	